

返戻金制度に関する事項

事業所名	グローバルケアラー
許可番号	20-ユ-300272
所在地	長野県茅野市北山 4035-1296

当紹介所は、求人者に対して受領した紹介手数料について、次のとおり返戻金制度を設けています。

【返戻対象】

当紹介所の紹介により就業を開始した者が、自己都合により離職した場合、又は本人の責めに帰すべき事由により解雇され雇用が終了した場合を返戻対象とします。

【返戻内容】

区 分	返 還 内 容
就業開始後 7 日以内に離職した場合	紹介手数料の 90%を返還
就業開始後 7 日を超え 1 か月以内に離職した場合	紹介手数料の 70%を返還
就業開始後 1 か月を超え 2 か月以内に離職した場合	紹介手数料の 30%を返還
就業開始後 2 か月を超え 3 か月以内に離職した場合	紹介手数料の 15%を返還
就業開始後 3 か月を超えて離職した場合	返還なし

【返還方法】

返還が生じた場合は、求人者から受領した当該紹介手数料を基準として計算し、別途定める方法により返還します。

【返還期日】

返還金は、返還事由を確認した日の属する月の翌月末日までに返還します。振込手数料は当紹介所の負担とします。

【備考】

返戻金制度の適用に当たって疑義が生じた場合は、求人者と誠実に協議のうえ対応します。